

農業委員会定例会 12月

1. 開催日時 令和元年12月20日 午後1時30分～
2. 開催場所 小豆島町役場本館 1階 会議室
3. 欠席委員 6番委員、11番委員
4. 議事日程
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（知事処分）
 - 議案第3号 農地改良に係る届出について
 - 議案第4号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
5. その他
6. 会議の概要

事務局	定刻を過ぎましたので、ただいまから定例会を開催したいと思います。議事につきましては、会長に進行をお願いします。
議長	こんにちは。本日は利用権のまとめでの更新が案件にあるということで、議案書もだいぶ厚くなっております。 本日の議事録署名人ですが、5番委員、7番委員をお願いします。 それでは、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）について、事務局から説明をお願いします。
事務局	本日は、議案書を見てわかるとおり、3年に一回、内海地区で利用権設定の契約期間をそろえているものの更新があり、案件が多くなっていますので、これについては、まとめてご説明させていただきますが、ご了承ください。 議案第1号は、大阪府在住の■■■■さん所有の 西村 字 ■■■■ ■■■■ 畑 1,291 m ² について 草壁本町■■■■の■■■■さんが譲り受け、申請地では野菜、ミカン、スモモを栽培する計画となっています。■■■■さんの現在の経営規模は0 m ² ですが、今回の所有権移転で5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと思います。
議長	地元委員さんは本日欠席ですが、事務局のほうで何か聞いていますか。
事務局	申請地は少し荒れているが、問題ないであろうと聞いています、
議長	譲受人は新規就農でこれから広げてやっていくのですか。
事務局	渡人のほうが土地を手放したいということで受け手を探していて今回見つかったもので、■■■■さんの家とセットで譲り受けるものです。今後農業で手を広げていくということではないとのこと。
9番委員	現場は車が入っていけないのではないのでしょうか。
事務局	西側に道があります。車が進入できる幅があるかは明確ではありません。

議長 この件についてほかに意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
次に、議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、西村在住の■■■■さん所有の
西村 字 ■■■■ ■■■■ 畑 655 m² について
娘婿である草壁本町■■■■の■■■■さんが、住宅
を建築し、貸駐車場を整備するための転用申請となっております。
■■■■さんは、現在妻と子どもの3人で、アパートで暮らしていますが、将来子どもが増えた場合等を考えると、現在のアパートでは手狭となり、生活の拠点を固めようと、自己住宅を建築することとしています。
計画地の選定については、義父が所有する土地から、育児への支援を考慮して、妻の実家の隣の申請地を選定しています。
また、住宅の建築に申請地を選定した際に、その立地環境から、あわせて国道に面した側に8台が駐車できる貸駐車場を経営することとしたようです。
なお、申請地は造成がされており、倉庫も建築されている状態で、無断転用でありますので、始末書の提出も受けています。
転用に係る造成は、約0.65メートルのコンクリート擁壁の設置、花崗土で約0.65メートルの盛土、貸駐車場部分についてはアスファルト舗装がそれぞれ完了しています。また、雨水については住宅部分にはため枡を設置し、貸駐車場部分は自然流下、污水については合併浄化槽を設置し、いずれも南東側国道側溝に排水する計画となっております。
申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準について、特に支障になるものは無いと思います。

秋長会長 地元委員さんは本日欠席ですが、事務局は何か聞いていますか。

事務局	6番委員曰く、「無断転用ということで問題は無いとは言えないが、始末書が提出されている以上、致し方ない。」との事です。
秋長会長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
秋長会長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）の2番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	2番は、草壁本町在住の■■■■さん所有の 西村 字 ■■■■ ■■■■ 畑 89㎡ について 蒲生■■■■番地■■の(■■■■)が資材置場を整備するための転用申請 となっています。 ■■■■は、自社の資材置場が手狭になり、現在一時的に隣地駐車場に置いて保管しているため、自社の所有地で西村■■■■と等面積で土地交換して、申請地を資材置場として確保することとしています。 転用に係る造成については、切土、盛土はなく、整地のみを行う計画となっています。また、雨水については自然浸透により排水する計画となっています。 申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準について、特に支障になるものは無いと思います。
議長	この件も欠席されている6番委員さんの管轄ですが、事務局は何か聞いていますか。
事務局	6番委員の家のすぐ脇だが、特に問題ないだろうと伺っています。
議長	この件について意見はありますか。
9番委員	どこの土地と交換する予定ですか。

事務局	図面でご覧いただくと、■■■■とある土地の一部になります。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）の3番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	3番は、神奈川県在住の■■■■さん所有の 西村 字 ■■■■ ■■■■ 畑 327㎡ について 安田■■■■番地■■■■の(■■■■)が資材置場を整備するための転用申請となっています。 ■■■■は、自社の資材置場が手狭になったことから、既存作業所・倉庫から近い申請地を選定しています。 転用に係る造成については、切土、盛土はなく、整地のみを行う計画となっています。また、雨水については自然浸透により排水する計画となっています。 申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準について、特に支障になるものは無いと思います。
議長	これも欠席されている6番委員さんの管轄ですが、事務局は何か聞いていますか。
事務局	6番委員からは、「小屋が1棟あるが、特に問題は無い」と伺っています。 小屋は解体するかどうかわかりませんが、土地利用計画図には小屋と思われる図形がありますので、確認しておきます。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
次に、議案第3号（農地改良に係る届出）の1番から3番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、池田在住の■■■■さんが
池田 字 ■■■■ ■■■■ 田 633 m² について
2番は、兵庫県在住の■■■■さんが
池田 字 ■■■■ ■■■■ 田 597 m² について
3番は、池田在住の■■■■さんが
池田 字 ■■■■ ■■■■ 田 603 m² について
高さ最大1.0mの盛土を実施する計画です。
届出地は現在、耕作放棄状態ですが、一体的に地上げした後に果樹、野菜を栽培することとしています。
また、農地改良の届出にあたって、隣接農地関係者の同意書もいただいています。
なお、議案の訂正をお願いします。■■■■ 現況地目 「田」となっていますが、「畑」となります。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員 ■■■■の斜め裏手です。この土地の周りが全て高く、ここだけが2mぐらい低くなっていますので、湿原のようになって作物が作れません。加えて、ヌートリアの巣にもなっており、周りの畑もヌートリアの被害に遭っているそうです。■■■■が施工すると聞いています。

7番委員 3人が共同で行うんですか。

事務局 一人ずつ申請していただいておりますが、まとめて行います。ただ、一気にでなく、段階的に施工することになると聞いています。

1番委員 承諾は得ていると聞いています。

9番委員 元は田だったのですか。

1 番委員	昔ます池という池がありました。10 数年前に■■■さんという人が1年間ばら蒔きで水稻栽培したことがありましたが、それからずっと手つかずの状態です。
議長	誰が果樹で誰が野菜を栽培する予定ですか。
事務局	全員が「果樹・野菜」と営農計画を記載していますが、地上げをしないと何も作物を作れない状況ということで、あくまでも予定であります。また、農地改良の届出は1,000 m ² を超える場合に必要ですが、個々に見ると超えませんが、一体的に利用するとの事で1,000 m ² を超えるため、念のため諮ることになりました。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番と2番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	1 番は、池田在住の■■■さん所有の 池田 字 ■■■ 畑 595 m ² について 2 番は、池田在住の■■■さん所有の 池田 字 ■■■ 畑 351 m ² について 土庄町渕崎甲■■■の■■■さんが、引き続き借り受けるものです。 申請地では、オリーブを栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
1 番委員	特に問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 3番は、中山在住の■■■■さん所有の
中山 字 ■■■■ ■■■■ 田 812 m² について
中山 ■■■■ 番地 ■■■■ の■■■■さんが、新たに借り受けるものです。
申請地では、水稻を栽培する計画で、期間は3年間の賃貸借となっております。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

3番委員 ■■■■さんは水稻の栽培をやめるということです。その申請地の両側を■■■■さんが水稻栽培しているため、真ん中を■■■■さんに借り受けてもらったら効率が良いことからこの申請に至りました。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 4番は、池田在住の■■■■さん所有の
西村 字 ■■■■ ■■■■ 畑 702 m² について
安田■■■■の■■■■が、引き続き借り受けるものです。

申請地では、オリーブを栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。

議長 地元委員さんは欠席ですが、事務局は何か聞いていますか。

事務局 現在も栽培できているので、問題ないと伺っています。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の5番と6番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 5番は、西村在住の■■■■さん所有の
西村 字 ■■■■ ■■■■ 畑 1,368 m² と
西村 字 ■■■■ ■■■■ 畑 329 m²
の計2筆1,697 m²について
6番は、馬木在住の■■■■さん 外1名所有の
西村 字 ■■■■ ■■■■ 畑 1,250 m² について
馬木■■■■番地の■■■■が、再度借り受けるものです。
申請地では、オリーブを栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。

議長 こちらも欠席している6番委員の管轄ですが、事務局は何か聞いていますか。

事務局 問題無いと伺っています。

議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、順番が前後しますが、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の121番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	121番は、安田在住の■■■■さん所有の 安田 字 ■■■■ ■■■■ 田 878 m ² と 安田 字 ■■■■ ■■■■ (1) 田 1,168 m ² 、こちら■■■■番 1,256 m ² のうちの一部 計2筆2,046 m ² について■■■■番地■■■■の■■■■ ■■■■さんが、新たに借り受けるものです。 申請地では、水稻を栽培する計画で、期間は3年間の賃貸借となっております。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
10番委員	■■■■さんは水稻栽培をやめると言っていました。
事務局	この度の利用権の一斉更新時に、本申請地に利用権設定がされていなかったため、申請が出てきました。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 最後に、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の7番から120番、122番から137番については、一括して事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>初めにご説明しましたとおり、7番から120番、122番から137番は、内海地区で3年に一回、利用権設定の契約期間をそろえているものがあり、その更新案件となります。</p> <p>非常に案件数が多いので、総括した形で説明させていただければと思います。</p> <p>それでは、本日配付の資料をご覧ください。地区毎に案件の内容を集計した資料となります。</p> <p>まず、神懸通地区については、1名が所有の田4筆、畑3筆の計7筆、総面積3,293㎡について、1名が借り受けるものです。使用貸借権1件で、申請地では、花卉、果樹、野菜、水稻を栽培する計画となっています。</p> <p>草壁本町地区については、2名が所有の田 合計4筆、総面積2,799㎡について、2名が借り受けるものです。使用貸借権2件で、申請地では、水稻を栽培する計画となっています。</p> <p>木庄地区については、5名が所有の田 合計10筆、総面積5,717㎡について、2名が借り受けるものです。賃借権3件、使用貸借権3件で、申請地では、水稻を栽培する計画となっています。</p> <p>安田地区については、108名が所有の田139筆、畑2筆の合計141筆、総面積107,336㎡について、20名が借り受けるもので、うち33筆は借受人が変更となっています。賃借権117件、使用貸借権4件で、申請地では、水稻、野菜、オリーブ、イチゴを栽培する計画となっています。</p> <p>最後に、馬木地区については、1名が所有の田1筆、面積1,139㎡について、1名が借り受けるものです。賃借権1件で、申請地では、水稻を栽培する計画となっています。</p> <p>合計として、貸付人数117名、筆数163筆、うち田158筆、畑5筆、総面積120,284㎡、賃借権121件、使用貸借権10件、耕作者、借受人延べ26名となっています。</p> <p>期間はすべて令和元年12月22日から令和4年12月21日までの3年間となっています。</p> <p>これらの貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。</p>
議長	この件について意見はありますか。
10 委員	馬木地区と草壁地区で耕作している者が挙がりませんが、利用権設定

してないのでしょうか。

9 委員 期間が今回のと異なるのではないですか。

10 委員 木庄地区は耕作をやめた人が多かったように思います。更新しなかった筆の一覧が欲しいです。

事務局 承知しました。

議長 ほかに何か意見はありますか。

委員一同 ありません、

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
議案の審議はこれで終わりましたので、いったん定例会を閉会します。
それでは、職務代理者閉会のあいさつをお願いします。

職務代理 ご審議ありがとうございました。例年より暖かい年末ですが、皆さん良いお年をお迎えください。
これで定例会を閉会とします。

閉 会 午後2時20分

議 長 会長

議事録署名人 5番

議事録署名人 7番